



鯨肉のお刺身

CONTENTS

1. 商業捕鯨モラトリウムと IWC 脱退	2
2. 小型捕鯨業	4
3. 商業捕鯨の再開	5
4. 出港式と初捕獲	6
編集後記	8

1. 商業捕鯨モラトリアムと IWC 脱退

令和元年7月1日。元号が平成から令和へと変わったこの記念すべき年に、商業捕鯨は、およそ31年ぶりに再開されました。

商業捕鯨は、昭和57（1982）年に国際捕鯨委員会（IWC）において決定されたいわゆる「商業捕鯨モラトリアム」により、「一時中断（モラトリアム）」されることとなりました。日本は、同年に異議申し立てを行ったものの、米国との政治的な取引の結果、それを撤回することとなり、昭和63（1988）年4月から商業捕鯨を一時中断することとしました。

IWCは、「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能とする（国際捕鯨取締条約前文）」ことを目的として、昭和23（1948）年に設立された捕鯨の管理機関です。日本は、昭和26（1951）年にIWCへ加盟しました。当時の日本は戦後の食料不足の真っ只中にあり、国民に良質なたんぱく質を供給するため、IWCに加盟し、IWCの管理の下で商業捕鯨を再開する必要がありました。

一方、欧米諸国の商業捕鯨は「鯨油」が主な目的であり、鯨油がより多くとれるシロナガスクジラやセミクジラなどを乱獲し、その結果、これら大型の鯨種から次々と水産資源として枯渇の道をたどりました。

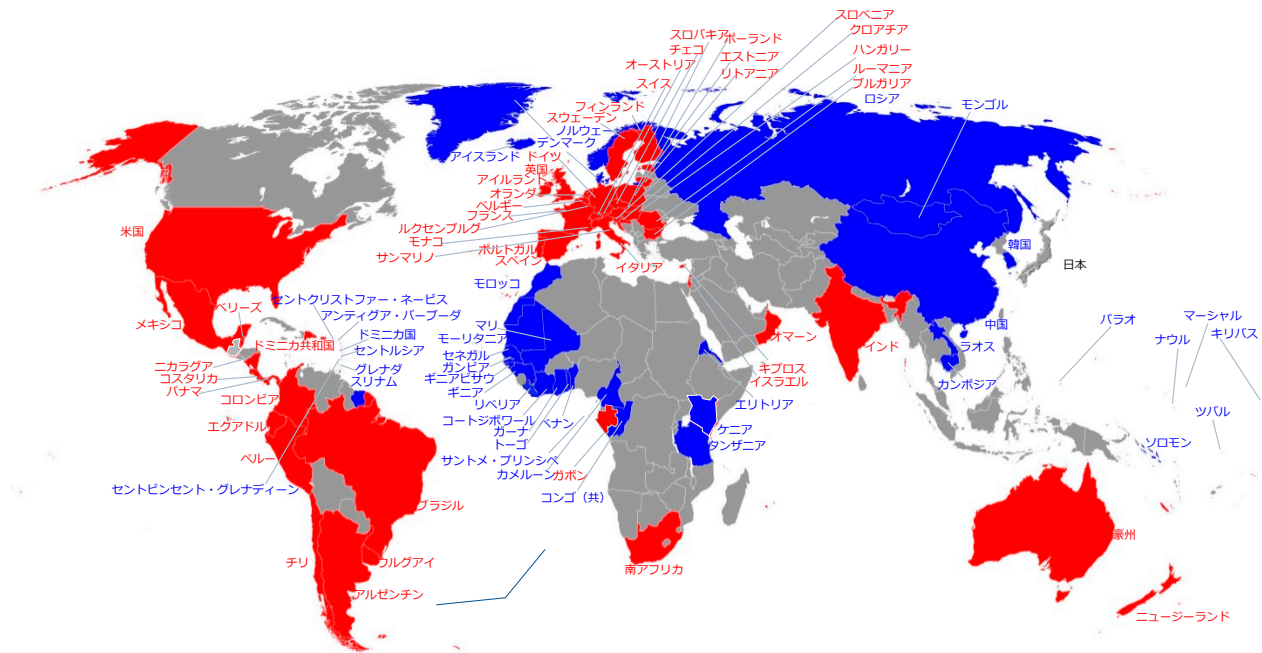
そして、原油の発見により鯨油の代替品が開発されたことに伴い、鯨油の需要が急激に縮小した欧米諸国の多くが捕鯨を中止したほか、更には鯨を環境保護運動の「シンボル」として掲げ始め、科学的根拠がないまま、IWCでいわゆる「商業捕鯨モラトリアム」を強行的に数の力で決定したのです。

この「商業捕鯨モラトリアム」は、一般に信じられている「商業捕鯨の中断」を定めた規定ではなく科学的根拠に基づき「新たな捕獲枠を設定」するための規定であり、一定期間の中断の後に商業捕鯨を再開するための決め事でした。この「商業捕鯨モラトリアム」を定めている国際捕鯨取締条約(ICRW)の附表10(e)項には、「……全ての資源についての商業目的のための鯨の捕殺頭数は、1986年の沿岸捕鯨の解禁期及び1985/1986年までの遠洋捕鯨の解禁期についてゼロとする」という記述の後に、「……この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて常に検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、この決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに、この(e)の規定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討する」と記されています。つまり、「遅くとも1990年まで」に、ゼロ以外の捕獲枠の設定を検討することが義務付けられていたのです。

では、なぜ、これまでIWCの下で商業捕鯨が再開されなかったのでしょうか。

一言でいうと、IWCが「機能不全」に陥ってしまったからです。先にも述べましたが、IWCの目的は「鯨族の適当な保存」と「捕鯨産業の秩序のある発展」とされています。つまり、IWCが持続的に鯨類資源を利用するための機関であることは明確であります。それにも関わらず、いわゆる「商業捕鯨モラトリアム」の決定以降、IWCは「鯨類の保護」に偏向しすぎて、本来果たすべき機能を発揮できない状態に陥っていると断言できる状況となっているのです。

ここに至るまでの間、日本はただ黙っていたわけではありません。商業捕鯨の再開に向けて、IWCにおいて様々な取組を行ってきました。1つ目は「科学的正当性の強化」です。いわゆる「商



加盟国88か国中、(令和元(2019)年12月現在)

- 捕鯨容認国・持続的利用支持国(青色) 40か国
- 反捕鯨国(赤色) 48か国

注) 先住民生存捕鯨国：米国、ロシア、デンマーク、セントビンセント
商業捕鯨国：ノルウェー、アイスランド

図 IWC 加盟国

[水産庁 HP「捕鯨をめぐる情勢」より引用]

業捕鯨モラトリウム」に定められている「ゼロ以外の捕獲枠の設定」を実現し、適切な資源管理を実施する目的に向け必要な科学的根拠を収集するため、南極海と北西太平洋で鯨類科学調査を実施してきました。これらの科学調査の結果は、IWCの科学委員会に報告され、高い評価を得ました。2つ目は「持続的利用支持国との連携」です。IWCには、「鯨類資源を持続的に利用する」という日本と同様の立場をとる国々が約40カ国加盟しています(図参照)。これらの国々との連携を強化し、米国や欧州、豪州といった反捕鯨国に対して建設的な対話を働きかけてきました。3つ目は「IWCの機能回復へ向けた取組」です。日本は、IWCが機能不全に陥ってしまった原因が、「鯨と捕鯨に対する立場の違い」にあることを確認した上で、IWCの今後の道筋に関する建設的な議論を主導してきました。

しかしながら、これらの取組をもってしても、反捕鯨国は歩み寄りの態度を示さず、むしろ立場の違いが更に一層鮮明となりました。

そこで日本は、2018年ブラジルのフロリアノポリスで開催された第67回IWC総会において、考え方の根本的に異なる2つのグループの「共存」を目指し、「IWC改革案」を提案しました。これは、IWCの下部機関として、すでに設置されていた鯨の保護のみを審議する「保護委員会」に加え、持続的な捕鯨の枠組みを審議するための「持続的捕鯨委員会」を設置することで、保護と持続的利用というIWCの2つの目的の達成を目指すためのものでした。

しかし、反捕鯨国はこの提案に対しても「捕鯨に反対だから」「商業捕鯨モラトリウムは維持されるべき」「鯨は保護されるべき」といった非科学的な理由を根拠に反対し、結果として日本の改

革案は否決されました。

さらには、「IWC は鯨の保護へ進化し、今後調査捕鯨も必要ない」とする内容のフロリアノポリス宣言がブラジルにより提案され、反捕鯨国の賛成多数により採択されました。これは、食料としての鯨類の持続的利用の考え方を全否定した提案でした。

これにより、現状の IWC において、持続的利用支持国と反捕鯨国が共存していくことは不可能であることが明白となりました。これはつまり、日本にとって、IWC に加盟したまま商業捕鯨を再開する道が絶たれたことを意味します。

その帰結として、日本は IWC から脱退し、持続的な捕鯨を再開する道を選択する苦渋の決断に至ったのです。

2. 小型捕鯨業

商業捕鯨モラトリウムの間、全ての捕鯨が一時中断していたわけではありません。この 31 年の間も、IWC の管轄外である鯨種を対象に、捕鯨が行われていました。その 1 種が「ツチクジラ（写真 1）」です。ツチクジラは房総や三陸から北海道にかけて生息する鯨種で、千葉県南房総市和田浦周辺地域では、ツチクジラを食す文化が強く根付いています。その象徴ともいえるのが「たれ」です。たれとは、ツチクジラの赤身肉に味付けをして干したもので、和田浦地域の伝統食です。和田浦を拠点として操業する捕鯨船（第五十一純友丸（写真 2））が捕獲したツチクジラは、周辺地域の小中学校で給食に供される等、食育普及にも活用されてきました。ツチクジラの解体作業がある日はインターネット上で公表され、多くの見物客やツチクジラ肉の購入希望者が集まります。こうした取組の成果もあり、和田浦では、IWC により商業捕鯨が中断していた 31 年の間も、鯨食の文化が途絶えることなく、現在まで続いているのです。

ツチクジラ漁は和田浦以外にも、宮城県石巻市の鮎川、北海道の網走や函館でも操業されています。

このツチクジラ漁以外にも、IWC 管轄外の鯨種を対象に行われている捕鯨があります。「イルカ漁」と言われている漁業で、都道府県知事の許可の下で操業されています。対象となる鯨種はゴ



写真 1 鯨体処理場へと水揚げされるツチクジラ



写真 2 和田浦を拠点とする第五十一純友丸

ンドウクジラ、ハンドウイルカ、スジイルカ等10種です。「クジラ」と「イルカ」には、生物学的には明確な差異はなく、比較的小型の鯨類のことを「イルカ」と言い慣わしています。

和歌山県太地町と静岡県伊東市で行われているのが「追い込み（網）漁」です。追い込み（網）漁とは、イルカの群れを湾内へと誘導し、網で仕切って捕獲する漁業です（写真3）。銚（もりづつ）を使用する漁とは異なり、生きた状態で捕獲されるため、捕獲個体が水族館へ販売されることもあります。



写真3 船でイルカを湾内へと追い込む様子

また、「突きん棒漁業」は、その名の通り手投げ銚等でイルカを突き捕る漁業で、北海道、岩手県、宮城県、和歌山県、沖縄県などで広く操業されています。対象となる鯨種は追い込み（網）漁で挙げた鯨種のほか、「イシイルカ」等が主に三陸沖から北海道沖にかけて捕獲されています。沖縄県の突きん棒漁業は特殊で、石弓（パチンコ）を用いて行われます。

このように、IWCにより商業捕鯨が一時中断されていたとはいえ、日本各地では捕鯨・鯨食文化が途絶えることはありませんでした。

3. 商業捕鯨の再開

こうした状況の中、ついにIWCが管轄している鯨類も商業捕鯨として捕獲できる日がやってきました。2018年12月26日に日本はIWC脱退を通告し（脱退発効は2019年6月30日）、

鯨種	推定資源量	捕獲可能量	2019年7月1日～12月31日 までの捕獲枠
ミンククジラ （北西太平洋） 	20,513頭	171頭	母船式・沿岸捕鯨 53頭※
ニタリクジラ （北太平洋） 	34,473頭	187頭	母船式 187頭※
イワシクジラ （北太平洋） 	34,718頭	25頭	母船式 25頭

表 捕鯨業の対象種・捕獲枠
〔水産庁 HP「捕鯨をめぐる情勢」より引用〕

2019年7月1日から商業捕鯨を再開しました。しかし、IWCを脱退したからといって、好き勝手に捕鯨を行うわけではありません。まず、対象鯨種を、IWC科学委員会において資源量が十分であると確認されている「ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ」の3種に限定しました。そのうえで、IWCで採択された「改訂管理方式（RMP）」という捕獲可能量計算方法に沿って算出された捕獲可能量の範囲内で捕鯨が行われます。このRMPは、「100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与えないことをシミュレーションすることにより保守的な捕獲可能量を算出する手法」であり、RMPで算出される捕獲可能量は、通常、鯨類の推定資源量の1%未満となります。例えば、この算出方式により一般的な商業漁業の対象魚種の漁獲可能量を算出すると、ほとんどの魚種でゼロになるというほど保守的なものです。

また、操業水域は「日本の領海・排他的経済水域（EEZ）内」とすることにしました。

このように、様々な制限の下で決定された商業捕鯨再開元年の捕獲枠は、表に記載された頭数となりました。

かくして令和元年7月1日、母船式捕鯨日新丸船団（日新丸（写真4）、勇新丸、第三勇新丸）は山口県下関市から、小型捕鯨船5隻（正和丸、第三大勝丸、第五十一純友丸、第七勝丸、第八幸栄丸）は北海道釧路市から、それぞれ出港しました。



写真4 捕鯨母船日新丸

4. 出港式と初捕獲

7月1日、捕鯨母船日新丸船団の出港する山口県下関市と、小型捕鯨船5隻が出港する北海道釧路市において、出港式が開催されました。下関市での出港式には、漁業関係者のほか、農林水産大臣、国会議員、県議会議員、下関市長が臨席しました。釧路市での出港式にも、漁業関係者、水産庁長官や、多くの国会議員等が出席し、各船を盛大に見送りました。

商業捕鯨再開の当日、最初に捕獲されたクジラは体長8m超えの大きなミンククジラでした（写真5）。このほかにも、和歌山県太地町を拠点とする「第七勝丸（写真6）」も体長6m超えのミンククジラを1頭捕獲し、幸先の良いスタートを切りました。

それから3日後の令和元年7月4日には母船式捕鯨業で初の捕獲がありました。鯨種はニタリクジラ。第三勇新丸はこの日、2頭のニタリクジラを捕獲しました。どちらも体長10m超えの立派な個体でした（写真7）。

この日以降、母船式捕鯨業の捕獲は順調に



写真5 捕獲されたミンククジラと第五十一純友丸

続きました。1日に1頭から多いときで4頭のニタリクジラを捕獲し、9月初旬にはニタリクジラの捕獲枠上限である187頭に到達しました。

その後、日新丸船団はイワシクジラも捕獲枠上限の25頭まで捕獲しましたが、ミンククジラについては、台風等の影響により操業が難行したため、11頭(捕獲枠上限は20頭)を捕獲し、本年の操業を終えました。

母船式捕鯨業が取り残したミンククジラ9頭の捕獲枠は、小型捕鯨業に追加配分されましたが、本年は大型の台風が9月、10月と立て続けに日本列島を襲い、海況も悪かったため、これらの捕獲はせず商業捕鯨再開元年の操業が全て終了しました。

商業捕鯨で捕獲されたクジラは、市場にて高値で取引されました。8月1日に仙台市場におけるニタリクジラの生鮮肉の競りでは、赤身肉が平均キロ3,500円、尾の身はキロ20,000円など、「ご祝儀相場」がつかしました。

市場では高値で取引された鯨肉ですが、一方で、鯨肉の需要拡大は今後の課題の1つです。捕鯨業が漁業として成り立っていくためには、多くの消費者に鯨肉を食べていただくことが必要不可欠ですが、商業捕鯨を中断して31年が経過する中、これまで鯨肉に触れる機会は限られていました。こうした状況の中、鯨肉を提供している飲食店や商店を紹介したサイト「くじらタウン」が本年9月に開設されました。令和元年12月6日現在、日本全国のクジラが食べられるお店は575件、買えるお店は175件リスト化されています。このサイトが鯨肉を食べるきっかけとなることを期待しています。

(くじらタウン: <https://www.kujira-town.jp/>)

これだけでなく、様々な鯨食普及活動が展開されています。日本各地で鯨肉の試食会が開催され、様々なイベントで、鯨肉を使った料理の提供を通じて、鯨食普及が図られています。例えば、10月に東京都豊島区巣鴨において、「巣鴨鯨祭」が開催されました。このお祭りでは、クジラの脂皮



写真6 和歌山県太地町を拠点とする第七勝丸



写真7 捕獲されたニタリクジラと水産庁の監督職員



写真8 くじら川柳表彰式の様子

を入れた「くじら汁」が無料で配布され、大行列ができるほどの人気でした。また、巢鴨鯨祭ではくじら川柳大会が開催され、当日は、たくさんの応募作品の中から、優れた作品の編者が表彰されました（写真8）。また、11月に日比谷公園で開催された「全国魚市場＆魚河岸祭」では、鯨肉料理を提供するブースが設けられ（写真9）、くじらステーキ丼（写真10）などのメニューが提供されました。



写真9 日比谷公園で行われた全国魚市場＆魚河岸祭の鯨食普及ブース

この記事を読まれている皆さまが、おいしい鯨料理に舌鼓を打つ日も近いのではないのでしょうか。様々な鯨料理を堪能しながら、これからの捕鯨のあり方に思いを馳せてみませんか？

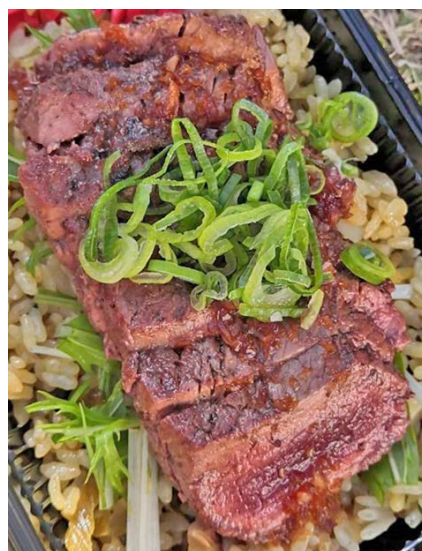


写真10 くじらステーキ丼

編集後記 窓辺のカーテン

緊急予告

長らくご愛読頂きました漁政の窓ですが、残り2回で終了となります。記念すべき第1号は昭和45年8月15日に発行されましたので、49年も前になります。49年の間に時代は情報社会へと大きく変わり、漁政の窓は紙媒体から電子媒体に姿を変えました。その時代に合わせた形での情報発信にシフトチェンジするべく、水産庁公式ブログやフェイスブック等で水産庁の施策や水産業の情報を発信し続けていきたいと思ひます。

では、次回号もご期待下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>